

基本計画書

基本計画書										
事項		記入欄							備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		ガッコウホクカイジン サツボロクサイダクイダク 学校法人 札幌国際大学								
フリガナ大学名称		サツボロクサイダクイダク 札幌国際大学								
大学本部の位置		北海道札幌市清田区清田四条一丁目4番1号								
大学の目的		札幌国際大学は、柔軟な思考力と実践力を貴ぶ学風の下に、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、自由、自立、自省の精神による人間形成を重んじ、地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的		令和8年度から観光学部観光ビジネス学科の入学定員を110人から100人に変更し、スポーツ人間学部スポーツビジネス学科の入学定員を60人から70人に変更し、入学定員・収容定員の適正化を図る。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	観光学部 観光ビジネス学科		年	人	年次人	人	学士（観光学）	経済学関係、社会学・社会福祉学関係	令和8年4月第1年次	北海道札幌市清田区清田四条一丁目4番1号
	スポーツ人間学部 スポーツビジネス学科		年	人	年次人	人	学士（スポーツビジネス）	体育学関係、経済学関係	令和8年4月第1年次	同上
	計									
	同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		短期大学部（廃止） 総合生活キャリア学科（△40） 幼児教育保育学科（△80） ※令和8年4月学生募集停止							
教育課程	新設学部等の名称		開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
			講義	演習	実験・実習	計	単位			
学部等の名称			基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
新	観光学部 観光ビジネス学科		7人 (9)	6人 (6)	2人 (2)	0人 (0)	15人 (17)	0人 (0)	71人 (71)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		7 (9)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	15 (17)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）		7 (9)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	15 (17)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）		7 (9)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	15 (17)			

設	スポーツ人間学部	スポーツビジネス学科	4 (4)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	75 (75)	大学設置基準別表第一 イに定める基幹教員数 の四分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		4 (4)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	8 (8)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）		4 ()	2 ()	2 ()	0 ()	8 ()			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事 する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）		4 (4)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	8 (8)			
分	計		11 (13)	8 (8)	4 (4)	0 (0)	23 (25)	0 (0)	— (—)	
既	人文学部	国際教養学科	7 (7)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	69 (69)	大学設置基準別表第一 イに定める基幹教員数 の四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		7 (7)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	15 (15)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）		7 (7)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	15 (15)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事 する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）		7 (7)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	15 (15)			
設	人文学部	心理学科臨床心理専攻	5 (6)	6 (5)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	84 (84)	大学設置基準別表第一 イに定める基幹教員数 の四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		5 (6)	6 (5)	1 (1)	0 (0)	12 (12)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）		5 (6)	6 (5)	1 (1)	0 (0)	12 (12)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事 する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）		5 (6)	6 (5)	1 (1)	0 (0)	12 (12)			
設	人文学部	心理学科子ども心理専攻	3 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (1)	10 (9)	0 (0)	96 (96)	大学設置基準別表第一 イに定める基幹教員数 の四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		3 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (1)	10 (9)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）		3 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (1)	10 (9)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事 する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）		3 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (1)	10 (9)			

分	スポーツ人間学部　スポー指導学科		7 (7)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	80 (80)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数　6人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	12 (12)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	7 (7)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	12 (12)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）	7 (7)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	12 (12)					
	計		22 (23)	19 (17)	7 (7)	1 (1)	49 (48)	0 (0)	— (—)		
合　　計		33 (36)	27 (25)	11 (11)	1 (1)	72 (73)	0 (0)	— (—)			
職　　種		専　　属			その他			計			
事　務　　員		38　人 (38)			21　人 (21)			59　人 (59)			
技　術　　員		0 (0)			0 (0)			0 (0)			
図　書　館　　員		1 (1)			0 (0)			1 (1)			
そ　の　他　の　　員		0 (0)			0 (0)			0 (0)			
指　導　補　助　者		0 (0)			0 (0)			0 (0)			
計		39 (39)			21 (21)			60 (60)			
校 地 等	区　　分	専　　用	共　　用		共用する他の学校等の専用			計		札幌国際大学短期大学部（必要面積2,400㎡）と共用	
	校　舎　敷　地	0㎡	84,999.28㎡		0㎡			84,999.28㎡			
	そ　の　他	0㎡	39,817㎡		0㎡			39,817㎡			
	合　　計	0㎡	124,816.28㎡		0㎡			124,816.28㎡			
校　　舎		専　　用	共　　用		共用する他の学校等の専用			計		札幌国際大学短期大学部（必要面積3,600㎡）と共用	
		5,933㎡ (5,933㎡)	44,728㎡ (44,728㎡)		774㎡ (774㎡)			51,435㎡ (51,435㎡)			
教　室・教員研究室		教　　室	室		教　員　研　究　室			室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕種		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕点	機械・器具	標本
			〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕
			〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕
	計		〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕
スポーツ施設等		スポーツ施設			講堂			厚生補導施設			
		㎡			㎡			㎡			
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区　　分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書費には電子図書・電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。	
		教員1人当り研究費等		170千円	170千円	170千円	170千円	—	—		
		共同研究費等		4,600千円	4,600千円	4,600千円	4,600千円	—	—		
		図　書　購　入　費	8,300千円	8,300千円	8,300千円	8,300千円	8,300千円	—	—		
	設　備　購　入　費	30,000千円	30,000千円	30,000千円	30,000千円	30,000千円	—	—			
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
			1,150千円	930千円	930千円	930千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学経常費補助金、資産運用収入、雑収入等									

既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称	札幌国際大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地
	人文学部	年	人	年次人	人		倍		
	現代文化学科	4	—	—	—	学士（人文学）	1.05 —	平成15年度	北海道札幌市清田区清田四条一丁目4番1号
	国際教養学科	4	60	—	240	学士（人文学）	1.22 《1.21》	令和4年度	
	心理学科						0.97 《0.96》		
	臨床心理専攻	4	80	—	260	学士（人文学）	1.11 《1.10》	平成16年度	
	子ども心理専攻	4	50	—	200	学士（教育学）	0.78	平成20年度	
	観光学部						0.70 《0.69》		同上
	観光ビジネス学科	4	110	—	500	学士（観光学）	0.70 《0.69》	平成21年度	
	国際観光学科	4	—	—	—	学士（観光学）	—	平成21年度	
	スポーツ人間学部						1.08 《1.07》		同上
既設大学等の状況	スポーツ指導学科	4	80	—	320	学士（スポーツ指導学）	1.16 《1.15》	平成21年度	
	スポーツビジネス学科	4	60	—	240	学士（スポーツビジネス）	0.97 《0.96》	平成21年度	
	大 学 等 の 名 称	札幌国際大学短期大学部							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地
	総合生活キャリア学科	2	40	—	80	短期大学士（総合生活）	0.83	昭和44年度	北海道札幌市清田区清田四条一丁目4番1号
	幼児教育保育学科	2	80	—	160	短期大学士（幼児教育）	0.41	昭和44年度	
	附属施設の概要	名 称 : アリーナ 目 的 : 体育授業、課外活動等での使用 所在地 : 札幌市清田区清田四条一丁目4番1号 設置年月 : 平成5年2月 規模等 : 1,312㎡							
		名 称 : 第1体育館 目 的 : 体育授業、課外活動等での使用 所在地 : 札幌市清田区清田四条一丁目4番1号 設置年月 : 平成18年12月 規模等 : 3,956㎡							
		名 称 : 第2体育館 目 的 : 体育授業、課外活動等での使用 所在地 : 札幌市清田区清田四条一丁目4番1号 設置年月 : 平成23年6月 規模等 : 1,806㎡							
		名 称 : 心理相談研究所 目 的 : 北海道の教育及び精神保健に関する相談・研究業務 所在地 : 札幌市清田区清田四条一丁目4番1号 設置年月 : 平成13年4月 規模等 : 379㎡							

学校法人 札幌国際大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度

入学 編入学 収容
定員 定員 定員

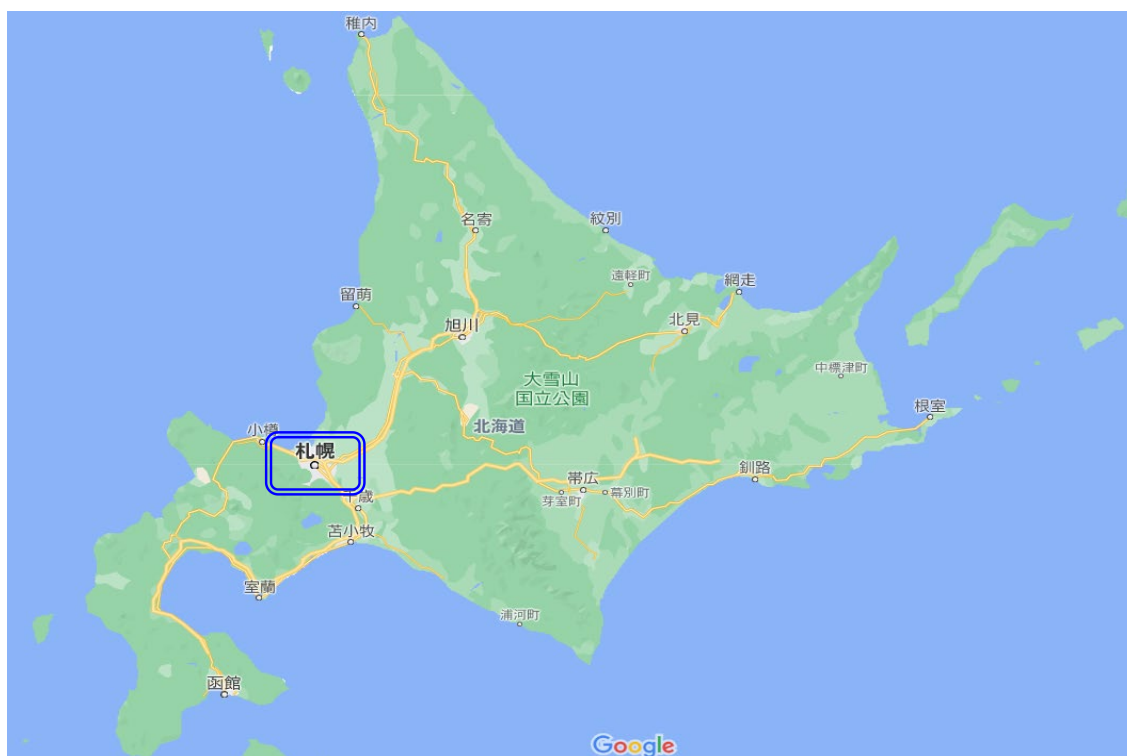
札幌国際大学			
人文学部			
国際教養学科	60	-	240
心理学科			
臨床心理専攻	80	-	320
子ども心理専攻	50	-	200
観光学部			
観光ビジネス学科	110	-	440
スポーツ人間学部			
スポーツビジネス学科	60	-	240
スポーツ指導学科	80	-	320
計	440	-	1,760
札幌国際大学大学院			
観光学研究科			
観光学専攻(M)	10	-	20
心理学研究科			
臨床心理専攻(M)	10	-	20
スポーツ健康指導研究科			
スポーツ健康指導専攻(M)	5	-	10
計	25	-	50
札幌国際大学短期大学部			
総合生活キャリア学科	40	-	80
幼児教育保育学科	80	-	160
計	120	-	240

令和8年度

入学 編入学 収容
定員 定員 定員 変更の事由

札幌国際大学				
人文学部				
国際教養学科	60	-	240	
心理学科				
臨床心理専攻	80	-	320	
子ども心理専攻	50	-	200	
観光学部				
観光ビジネス学科	100	-	400	定員変更(△10)
スポーツ人間学部				
スポーツビジネス学科	70	-	280	定員変更(10)
スポーツ指導学科	80	-	320	
計	440	-	1,760	
札幌国際大学大学院				
観光学研究科				
観光学専攻(M)	10	-	20	
心理学研究科				
臨床心理専攻(M)	10	-	20	
スポーツ健康指導研究科				
スポーツ健康指導専攻(M)	5	-	10	
計	25	-	50	
札幌国際大学短期大学部				
総合生活キャリア学科	0	-	0	令和8年4月学生募集停止
幼児教育保育学科	0	-	0	令和8年4月学生募集停止
計	0	-	0	

①都道府県内における位置関係の図面

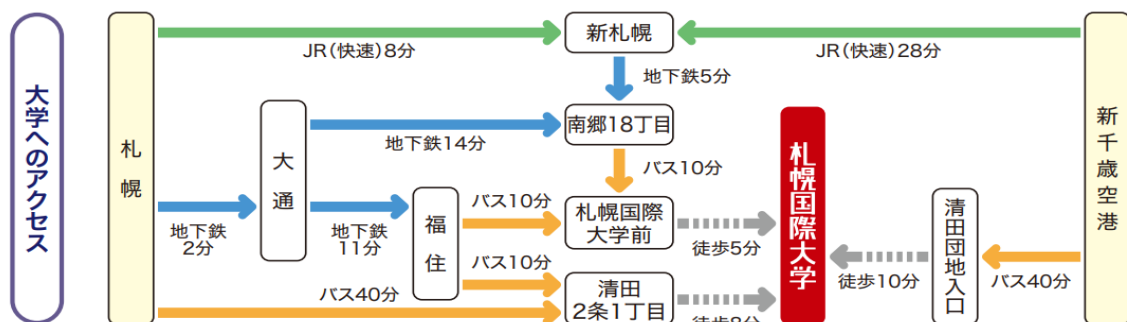


②最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



**札幌国際大学
短期大学部・大学院**

札幌国際大学付属
認定こども園



札幌国際大学学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 札幌国際大学（以下「本学」という。）は、柔軟な思考力と実践力を貴ぶ学風の下に、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、自由、自立、自省の精神による人間形成を重んじ、地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人を育成することを目的とする。

（点検及び評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項において「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果並びに前項の認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学生定員及び修業年限

（学部、学科及び学生定員）

第3条 本学に、次の学部を置く。

人文学部

観光学部

スポーツ人間学部

2 前項の学部に応じた学科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

人文学部	国際教養学科	入学定員	60人	収容定員	240人
	心理学科	入学定員	130人	収容定員	520人
	臨床心理専攻	入学定員	80人	収容定員	320人
	子ども心理専攻	入学定員	50人	収容定員	200人
観光学部	観光ビジネス学科	入学定員	100人	収容定員	400人
スポーツ人間学部	スポーツビジネス学科	入学定員	70人	収容定員	280人
	スポーツ指導学科	入学定員	80人	収容定員	320人

3 前項の学部及び学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

（1）人文学部は、人間の理解をテーマに真理を探究する心と感性を養い、人文学の知識をもとに自立して行動する人材を育成する。

① 人文学部国際教養学科は、「全人教育」により、アジアに位置する日本の大学として歴

史を誠実に見つめ、異なる文化や考え方を柔軟に受けとめ「理解する力」、「活かす力」、「自己発信する力」を獲得する人材を養成する。

② 人文学部心理学科は、教養教育によって培われる豊かな人間性を基盤に、心理学の基礎理論と臨床心理学的援助及び幼児教育・保育の知識と技能を習得して、医療、福祉、教育、保育などの現場で、専門的対人援助が行える基礎力を育成する。

(2) 観光学部観光ビジネス学科は、観光に関する専門的知識・実践的な知識を有し、豊かな教養ともてなしの姿勢を培い、観光ビジネス、観光振興、観光文化について体系的・実践的に学習し、観光を通じた地域振興と国内・国際観光のあらゆる分野で活躍できる人材を育成する。

(3) スポーツ人間学部は、生涯学習社会への移行とともに高まっているスポーツや健康に対する社会の要請に応え、地域スポーツの振興と個人の健康づくりに貢献できる有為な人材を育成する。

① スポーツ人間学部スポーツビジネス学科は、スポーツや健康に関する知識を習得し、スポーツビジネスの現場で活躍できる人材を育成する。

② スポーツ人間学部スポーツ指導学科は、生涯スポーツの育成発展に努めながら、スポーツを通して地域社会に貢献できる教養豊かなスポーツ指導者を育成する。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。但し、第31条により休学した期間は在学期間に含めない。

3 第26条第1項及び第28条第1項の規定により入学を許可された者は、各条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 開学記念日 6月27日

(4) 夏季休業日 8月上旬から9月下旬まで

(5) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬まで

(6) 春季休業日 2月上旬から3月下旬まで

但し、夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の始期と終期は、毎年度の学事暦に基づき決定する。

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 授業科目、単位数及び履修方法

(教育課程の編成)

第8条 教育課程の編成に当たっては、本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目及び履修方法)

第9条 授業科目は、全学共通教育科目、学科科目、教職課程に関する科目、図書館司書課程に関する科目及び社会教育主事に関する科目とする。授業科目の種類、必修・選択の別及び単位数は、別表第1から別表第9に定めるところによる。

2 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(所要単位の取得)

第10条 学生は、別表第1から別表第6までの学科別教育課程表のうち、定めにしたがい、所属する学部・学科の授業科目のなかから、必修科目の単位と選択科目の単位とを合わせて、124単位以上修得しなければならない。

(単位)

第11条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第9条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して（以下「試験等」という。）所定の単位を与える。

2 試験等は、筆記試験・実技試験・レポート・作品等によるものとし、その評価は上位より優+（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）をもって表し、可以上を合格とする。

3 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、単位認定を認定と表記することができる。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第14条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

人文学部

心理学科子ども心理専攻 幼稚園教諭一種免許状

スポーツ人間学部

スポーツ指導学科 中学校教諭一種免許状 保健体育

高等学校教諭一種免許状 保健体育

(学芸員資格の取得)

第15条 学芸員の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法（昭和26年法律第285号）及び同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格取得に関する規程は、別に定める。

(社会教育主事資格の取得)

第16条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、社会教育法（昭和24年法律第207号）及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 社会教育主事の資格取得に関する規程は、別に定める。

(保育士資格の取得)

第16条の2 人文学部心理学科子ども心理専攻において保育士となる資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の規定に基づく厚生労働省告示の定めるところに従って、本学が別に定める授業科目のなかから、必要な単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格取得に関する規程は、別に定める。

(図書館司書資格の取得)

第16条の3 図書館司書の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）の定めるところに従って、本学が別に定める授業科目のなかから、必要な単位を修得しなければならない。

2 図書館司書の資格取得に関する規程は、別に定める。

(公認心理師受験資格の取得)

第16条の4 公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、公認心理師法（平成27年法律第68号）及び同法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 公認心理師の受験資格取得に関する規程は、別に定める。

(日本語教員養成課程)

第16条の5 本学に日本語教員養成課程を置く。

2 日本語教員養成課程を修了しようとする者は、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得し、かつ卒業に必要な単位を修得しなければならない。

3 日本語教員養成課程に関する規程は、別に定める。

(本学の他学部又は他学科等における授業科目の履修等)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が所属する学部・学科以外の学部・学科若しくは札幌国際大学短期大学部において授業科目を履修させることができる。この場合、履修した授業科目について、修得した単位を学生が所属する学部・学科において履修したものとみなす。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合について準用する。

3 前2項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第17条並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第62条の規定により修得した単位を含む。）を、

本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第18条第2項の場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学・転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第17条並びに第18条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(他学部・学科及び本学以外の学修等による単位認定に関する事項)

第21条 第17条から第19条及び前条による単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第21条の2 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

第5章 入学、休学、退学、留学、転学、除籍及び復籍等

(入学の時期)

第22条 入学(第27条に定める転学部及び転学科並びに第28条に定める転入学及び再入学を含む。)の時期は、第6条に定める各学期の始めとする。

(入学の資格)

第23条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法第90条の規定により大学に入学した者であつて、本学において、当該者を大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学の選考)

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学、高等専門学校又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(5) 本学において、個別の入学資格審査により、当該各号の者と同等以上の学力があると認めた者で20歳に達したもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が定める。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(転学部、転学科)

第27条 学生が他の学部転学部及び転学科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、許可することができる。

2 前項の規定により転学部及び転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の認定等については、学長が定める。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(転入学・再入学)

第28条 次の各号の一に該当する者については、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学に1年以上在学する者又は大学に1年以上在学し退学した者で本学に転入学を希望する者

(2) 第34条の規定により退学した者で、再入学を希望する者。ただし、再入学後、再び退学した者を除く。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が定める。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(入学手続き及び入学許可)

第29条 選考の結果合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人を定め本学所定の書類を提出するとともに、入学金その他の諸納入金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第30条 保証人はその学生の保護者である成年者で、学生について責任をはたすことのできる者でなければならない。

2 保証人が転居、または改姓したときは、その旨直ちに届け出なければならない。

3 保証人が死亡その他の理由でその責をつくすことができないときは直ちに後継者を定めて届け出なければならない。

4 保証人を不適当と認めるときは、その変更を求めることがある。

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として延長をすることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 第26条第1項及び第28条第1項の規定により入学を許可された者の休学期間は、通算して各条第2項の規定により定められた在学すべき年数に相当する期間を超えることができない。

4 休学期間は、第4条の在学期間には算入しない。

(復学)

第33条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(留学)

第35条 外国の大学等で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第4条に定める修業年限及び在学期間に含めることができる。

(転学)

第36条 他の大学への入学または転学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。
(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍し、教授会は、学長が除籍について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 第4条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第32条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することがある。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号の除籍及び前項の復籍に関する規程は、別に定める。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第38条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目の単位数を修得した者については、学長が卒業を認定し、教授会は、学長が卒業の認定について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第9条の2第2項に規定する授業の方法で修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。

(学位の授与)

第39条 卒業を認定された者には、札幌国際大学学位規則の定めるところにより学士の学位を授与する。

第7章 賞 罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができ、教授会は、学長が表彰について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会が審議し、その意見を学長に述べた上で、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行が不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業が劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する者

4 懲戒について必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料、入学金及びその他の費用

(入学検定料等の金額及び納付の方法)

第42条 本学の入学金及び授業料の金額は別表第10のとおりとし、入学検定料の金額は別に定める。

2 納付の期間及び方法については別に定める。

3 実習費その他必要な費用は別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第43条 春学期または秋学期の全期間にわたり休学する者には、当該期間の授業料を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第44条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(研究生及び科目等履修生の授業料)

第45条 研究生、科目等履修生の検定料及び授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第46条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金は返付しない。但し、入学手続きをとった者が特別の事由により入学を辞退する場合で、所定の期日までに申し出があった者については、入学検定料、入学金以外の諸納入金を返還する。

第9章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第46条の2 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。

2 本学は、教育研究実施組織を編成するに当たっては、本学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にする。

(教職員)

第47条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。

(学長の職務)

第48条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第49条 必要により副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学長及び副学長の任期)

第50条 学長の任期は2年、副学長の任期は1年とし、選考については別に定める。

(代理)

第51条 副学長（副学長が置かれていないときは、あらかじめ学長において指名した次条に

規定する学部長)は、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。

(学部長)

第52条 学部に学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(学部長の任期等)

第53条 学部長の任期は1年とし、選考については、別に定める。

(学部会議)

第53条の2 学部に関する事項を協議するため、学部に学部会議を置く。

2 学部会議について必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第54条 学科に学科長を置く。

(学科会議)

第54条の2 学科に関する事項を協議するため、学科に学科会議を置く。

2 学科会議について必要な事項は、別に定める。

(教務部等)

第54条の3 本学に教務部、学生部、キャリア支援センター及びアドミッションセンターを置く。

2 前項に定める組織について必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第54条の4 必要に応じ、本学に委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第54条の5 本学に事務局を置く。

2 事務局について必要な事項は、別に定める。

(職務・事務分掌)

第55条 教職員の職務・事務分掌については別に定める。

第10章 教授会、運営委員会及び合同運営委員会

(教授会)

第56条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第57条 教授会は学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 教授会において必要があるときは兼任の教員その他の職員を出席させて意見を聞きまたは報告させることができる。

(議長及び定足数)

第58条 学長は教授会を招集しその議長となる。

2 教授会は構成員の3分の2以上の出席をもって開く。

(審議事項)

第59条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 学部、学科の増設、統廃合及び教育課程に関する事項
 - (4) 学生の除籍に関する事項
 - (5) 学生の試験等に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第60条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

(運営委員会及び合同運営委員会)

第60条の2 本学運営の円滑を期するため、本学に運営委員会及び札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会（以下「合同運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会及び合同運営委員会について必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第61条 本学において、特別の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。但し、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第62条 本学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、これを科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生で履修した授業科目の単位取得を希望する者には、第13条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関し別段の定めがない場合は、学生に関する諸規程を準用する。
- 4 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第63条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する

者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第12章 長期履修学生

(長期履修学生)

第64条 職業を有しているなどの事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する学生（以下、「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第13章 大 学 院

(大学院)

第65条 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第14章 図 書 館

(図書館)

第66条 本学に、図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は、別に定める。

第15章 センター及び研究所

(センター及び研究所)

第67条 本学に、センター及び研究所を置くことができる。

2 センター及び研究所について必要な事項は、別に定める。

第16章 博 物 館

(博物館)

第68条 本学に、博物館を置く。

2 博物館について必要な事項は、別に定める。

第17章 公 開 講 座

(公開講座)

第69条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

第18章 雑 則

(雑則)

第70条 この学則の施行に関する必要な細則は学長が定める。

第 19 章 学則の改廃

(学則の改廃)

第71条 この学則の改廃は、教授会が審議し、学長の意見を聴取した上で理事会が決定する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 7 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 2 について従前の規定を適用する。

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 9 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 11 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 12 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 13 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 14 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 16 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 17 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 18 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 19 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、第 5 条第 1 項、第 16 条、第 19 条第 7 号の規定を除き、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 20 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、第 14 条、別表第 1、別表第 3、別表第 7 及び別表第 9 について従前の規定を適用する。

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 21 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 22 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 3、別表第 5、別表第 7 及び別表第 9 について従前の規定を適用する。

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 23 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 3、別表第 7 及び別表第 9 について従前の規定を適用する。

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 24 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、第 9 条、第 16 条の 3、第 42 条、別表第 10、別表第 11 を除き、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 25 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、第 4 条、第 16 条の 2 第 2 項及び第 32 条を除き従前の規定を適用する。

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 27 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 29 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 4 について従前の規定を適用する。

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 30 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、第 50 条を除き、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 31 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 3、別表第 6 及び別表第 7 について従前の規定を適用する。

この学則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

但し、令和 2 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 3 について従前の規定及び改正前の別表第 8 を、また別表第 9 について改正前の別表第 10 を適用する。

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

観光学部国際観光学科は、令和 4 年 4 月 1 日から学生募集を停止する。

人文学部現代文化学科は、令和 4 年 4 月 1 日から学生募集を停止する。

但し、令和 4 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

但し、改正後の別表第 3 は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入学し、引き続き在学する者に適用する。

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

但し、令和 6 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに就任する学長の任期は、第 50 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

但し、改正後の別表第5は、令和4年4月1日以降に入学し、引き続き在学する者に適用する。
但し、改正後の別表第3は、令和4年4月1日以降に入学し、引き続き在学する者に適用する。
この学則は、令和7年4月1日から施行する。
但し、改正後の別表第4は、令和4年4月1日以降に入学し、引き続き在学する者に適用する。
この学則は、令和8年4月1日から施行する。
但し、令和8年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

※別表第1～別表第10（略）

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

令和 8（2026）年 4 月 1 日より収容定員充足率の適正化を図るため、表 1 の通り観光学部観光ビジネス学科の入学定員を 110 人から 100 人に、スポーツ人間学部スポーツビジネス学科の入学定員を 60 人から 70 人に変更する。これに伴い観光ビジネス学科の収容定員は 440 人から 400 人に、スポーツビジネス学科は 240 人から 280 人にそれぞれ変更となるが、札幌国際大学全体の収容定員に変更はない。

表 1 定員変更の内容 (単位：人)

	変更前（令和 7 年 4 月）		変更後（令和 8 年 4 月）	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
観光学部	110	440	100	400
観光ビジネス学科	110	440	100	400
スポーツ人間学部	140	560	150	600
スポーツビジネス学科	60	240	70	280
スポーツ指導学科	80	320	80	320

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

現状令和 7（2025）年度における三学部の収容定員充足率は、表 2 の通りである。人文学部及びスポーツ人間学部が 100%を上回る一方、観光学部は 69.4%と他学部に比べ大きな隔たりがある。

表 2 収容定員充足状況

学部	学科	4 年		3 年		2 年		1 年		令和 7（2025）5 月 1 日現在				
		入学定員	在籍数	入学定員	在籍数	入学定員	在籍数	入学定員	在籍数	収容定員 a	秋入学定員 b	a-b	在籍数計	収容定員充足率
人文学部	国際教養	60	77	60	81	60	58	60	74	240	2	238	290	121.8%
	心理（臨心）	50	63	50	63	80	73	80	87	260	2	258	286	110.8%
	心理（子心）	50	47	50	40	50	35	50	33	200	2	198	155	78.2%
	計	160	187	160	184	190	166	190	194	700	6	694	731	105.3%
観光学部	観光ビジネス	140	72	140	86	110	78	110	108	500	5	495	344	69.4%
	計	140	72	140	86	110	78	110	108	500	5	495	344	69.4%
スポーツ人間学部	スポーツビジネス	60	36	60	55	60	62	60	77	240	2	238	230	96.6%
	スポーツ指導	80	88	80	86	80	97	80	97	320	2	318	368	115.7%
	計	140	124	140	141	140	159	140	174	560	4	556	598	107.5%
大学合計		440	383	440	411	440	403	440	476	1,760	15	1,745	1,673	95.8%

- ①各学年の在籍数には前年の秋入学者数を含む。
②「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」第 1 条第 2 項、附則第 2 項及び第 4 項に該当する学生数を在籍数から控除している。
③収容定員充足率については、収容定員(a)から秋入学定員(b)を除いて算定している。

これは、表3の通り新型コロナウイルス感染症により観光産業自体が深刻な影響を受けたことを背景に令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの間、同学部への志願者が急減したためである。令和7（2025）年度現在は、アフターコロナ時代の好調な観光需要の中入学者は105人（充足率95.5）にまで回復しているが、景気変動や災害等の影響を受けやすい産業であることに鑑み、今後も社会情勢及び志願者の動向を注視し定員設定を検討していく。スポーツ人間学部については、平成21（2009）年度の開設以来、中学・高校の保健体育教諭を養成するスポーツ指導学科が安定的に定員を確保し、令和2

（2020）年度から入学定員を60人から80人に増員した。一方、スポーツビジネス学科は定員割れの時期が長く続いていたが、コロナ禍による停滞期を経て令和5（2023）年度以降志願者が急増し、直近の3年間は定員確保を維持している。これについては、近年、スポーツを軸にICT・地域・産業と連動した新たなカリキュラムを構築し、スポーツビジネス学科の学修の方向性がより明確化されたことに要因があるとみている。令和9

（2027）年度に予定しているカリキュラム改定においては、eスポーツに関する科目の導入を構想しており、全国で年々増加しているeスポーツの部活動や関連授業を導入している高校の生徒にとっての進学先となることを想定し準備を進めている。このことは、「学生の確保の見通し等を記載した書類」でも後述するが、本学がeスポーツを核とした新しいスポーツ教育を確立することにより、社会が要請する高度デジタル人材の育成に寄与することを意味する。

しかし、現状の収容定員では新たな需要に対応しきれない事態が想定され、我が国の目指す高度デジタル技術・活用人材の育成に寄与する機会を失うおそれがある。一方で、観光ビジネス学科は前述した通り収容定員充足率が100%に満たない状況にある。このような学部・学科間における定員充足の不均衡を是正し、適正な定員管理を図るため、今回の学則変更を行うものである。

表3 過去5年間の入学者数／入学定員充足率(春学期入学)の推移

学部	学科/専攻	入学定員	令和3(2021)		令和4(2022)		令和5(2023)		令和6(2024)		令和7(2025)		
			入学者数	定員充足率	入学者数	定員充足率	入学者数	定員充足率	入学者数	定員充足率	入学者数	定員充足率	収容定員充足率
人文	国際教養	60	40	66.7%	70	116.7%	72	120.0%	60	100.0%	72	120.0%	121.8%
	心理	※臨床心理	80	85	170.0%	60	120.0%	71	140.0%	77	96.3%	86	107.5%
		子ども心理	50	32	64.0%	45	90.0%	38	76.0%	38	76.0%	33	66.0%
		小計	130	117	117.0%	105	80.8%	109	109.0%	115	88.5%	119	91.5%
	学部計	190	157	98.1%	175	92.1%	181	111.9%	175	92.1%	191	100.5%	105.3%
観光	※観光ビジネス	110	57	63.3%	64	45.7%	74	52.9%	80	72.7%	105	95.5%	69.4%
	※国際観光	50	41	82.0%									
	学部計	110	98	70.0%	64	45.7%	74	52.9%	80	72.7%	105	95.5%	69.4%
スポーツ人間関係	スポーツビジネス	60	37	61.7%	36	60.0%	66	110.0%	65	108.3%	76	126.7%	96.6%
	スポーツ指導	80	100	125.0%	90	112.5%	93	116.3%	102	127.5%	96	120.0%	115.7%
	学部計	140	137	97.9%	126	90.0%	159	113.6%	167	119.3%	172	122.9%	107.5%
合計		440	392	89.1%	365	83.0%	414	94.1%	422	95.9%	468	106.4%	95.8%

※観光ビジネス学科の入学定員は令和3年度まで90人、令和4年度から140人、令和6年度から110人

※国際観光学科は令和4年度から募集停止 ※心理学科臨床心理専攻の入学定員は令和5年度まで50人

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

本学では、令和4（2022）年度に改定した教育課程が本年度で完成年度を迎える。本年度から導入したクォーター制が円滑に運用され、学生の主体的な学修が促進されるよう、ディプロマポリシーに基づいた教育課程の改善を主眼に、令和9（2027）年度の教育課程変更に向け、現在全学的な見直しを行っているところである。

教員組織（教員数）については、大学設置基準上の必要基幹教員数は観光ビジネス学科が定員変更の前後とも14人（教授7人）で変わらず、それに対して現在の配置は15人（教授7人）で、定員変更後は17人（教授9人）と増員を予定しており、教育体制の強化を図っていく。また、スポーツビジネス学科の大学設置基準上の必要基幹教員数は定員変更の前後とも8人（教授4人）で変わらず、それに対する配置は現行の8人（教授4人）を予定している。

また、大学全体の施設・設備等については現状の環境を維持する。

以上により、現在の教育内容を維持していくことは可能であり、収容定員数変更後も同等の教育内容を担保するものである。

目 次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	
① 収容定員を変更する組織の概要	2
② 収容定員を変更する組織の特色	2
(2) 人材需要の社会的な動向等	3
(3) 学生確保の見通し	4
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	5

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要

収容定員を変更する組織	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地
札幌国際大学観光学部 観光ビジネス学科	100 (110)	－	400 (440)	北海道札幌市清田区清田4条1丁目4番1号
札幌国際大学スポーツ人間学部 スポーツビジネス学科	70 (60)	－	280 (240)	同上

() 内は変更前の定員

② 収容定員を変更する組織の特色

本学スポーツ人間学部は平成 21（2009）年度に誕生し、スポーツビジネス学科、スポーツ指導学科が同時に開設され、従来の運動技能に特化したスポーツ教育から脱却し、「身体能力の向上」だけでなく、「科学的分析」や「社会的価値創出」までを視野に入れた学びへと進化を遂げている。その中核に位置するスポーツビジネス学科では、これまでフィジカルスポーツなど直接的な取り組みだけではなく、スポーツ全体を捉えた中で起きうる状況や結果をしっかりと可視化し、気づき、学修するという観点に立ち、北海道内では唯一の学科として開設した。新型コロナウイルス禍では伸び悩んだが、定員数 60 人枠の中で直近 3 年間の入学定員充足率は 100%を満たし、4 年間（令和 4 年～令和 7 年入学）での実績では収容定員充足率は 96.6%。特に令和 7（2025）年度入学者数は本学科では過去最高数の 76 人を記録した。（資料 1）

学科としては近年の充足率を土台にして、新たなカリキュラムの構築と、学科全学年が 1 つの幹としての「学びの関連性」の強化を実施し、スポーツビジネス学科としての学修を各学年で確実に紐づけしたカリキュラムツリーの中で明確化してきた。現在、本学科における三本柱として以下を打ち出し、社会的ニーズと教育を接続させる実践的プログラムを展開している。

- ・スポーツ情報戦略：データ分析、映像解析、デジタルメディアの活用に加え、e スポーツなど新たなスポーツ領域を学ぶ。
- ・北海道とスポーツ：北海道内に拠点を置くスポーツチームと連携し、さらに地域資源と連動した実践的能動的な学びを進める（観光、健康、地域振興）。

・スポーツビジネス：スポーツマーケティング、ファンエンゲージメント、スポンサー連携など産業と結びついた教育。

このように、スポーツを軸に ICT・地域・産業と連動した包括的な人材育成を目指す教育機関である。

（２）人材需要の社会的な動向等

近年、Society5.0 の到来とともに、あらゆる産業領域でデジタル人材の育成が国家的課題として浮上している。文部科学省が推進する GIGA スクール構想や STEAM 教育では、情報活用能力や問題解決力などの「21 世紀型スキル」の習得が求められており、ICT リテラシーはすべての教育段階で不可欠な素養となりつつある。

特に注目すべきは、スポーツ分野そのものの DX（デジタルトランスフォーメーション）化である。プロスポーツにおいては、データ分析を用いた戦術構築、SNS マーケティング、オンラインファンコミュニティ形成など、デジタルを活用した新たな価値創出が加速している。この流れは、地域スポーツや学校教育にも波及し、スポーツを通じた地域活性や社会課題解決においても DX の活用が不可欠となっている。

北海道はかつて「プロスポーツ不毛の地」とまで言われたが、平成 8（1996）年に札幌市に北海道フットボールクラブ（平成 28 年から株式会社コンサドーレ）が設立され、平成 10（1998）年より J リーグに昇格以来、プロスポーツの夜明けを迎えた。平成 16（2004）年には東京から本拠地移転を果たした NPB 日本ハムファイターズが「北海道日本ハムファイターズ」として生まれ変わった。さらにレバンガ北海道（当時はレラカムイ北海道）など、さまざまなプロ球団およびクラブが北海道に根ざし、身近な存在になった。同時期に開設された本学スポーツビジネス学科では「見る、探る、考える」フィールドワークを駆使したプロスポーツとの関係性を密にした学びや、企画・運営を学修する中で将来に目指すステージを明確にする挑戦も始まった。しかし、「ある、いる、みる」という漠然とした観点の域を脱せない時間もあったが、現在の新カリキュラム発進を起点とし、また北海道で唯一の「スポーツビジネス学科」を謳っている本学として、より学生ニーズに応え、前記した「学科の三本柱」を中心に学びには必ずスポーツビジネスに関わる重要な観点がプラスされ、ここ数年の充足率達成に繋がってきた。今後はスポーツ情報戦略に含まれる戦力分析や動作解析、スポーツ DX を活用した学修を追求していく流れの中で近年、プレーヤーだけではなく、よりリアルな戦術分析に長けたアナリスト養成といったより専門的分野への指針を目指している。

さらに、e スポーツ分野の国際的な拡大は顕著であり、競技人口は世界で1億人を超え、年齢・性別・身体的条件に左右されにくい「ユニバーサルスポーツ」として注目されている。令和5（2023）年にはIOC（国際オリンピック委員会）による「Olympic Esports Series」が開催され、さらに将来的にはe スポーツが五輪種目として正式採用される可能性も議論され始めている。また、IOCは令和6（2024）年に「Olympic Esports Games」の創設を発表し、初開催は令和9（2027）年を予定しており、教育とスポーツの融合を背景に、今後e スポーツが国際競技の一つとして正式に位置付けられる可能性が高い。

このようにe スポーツはもはや単なる娯楽ではなく、教育・文化・産業を包括する次世代の成長産業である。本学科の新たな試みとしてここ数年来、e スポーツを如何に学びに反映させるかも大きな案件であった。これを支えるのは、ゲームプレイにとどまらない配信技術、映像編集、マネジメント、マーケティング、セキュリティ、国際対応など、総合的なデジタル人材であり、教育現場におけるその育成は急務である。

（3）学生確保の見通し

本学では、こうしたe スポーツを取り巻く国際的・国内的潮流を先取りし、単なる競技者の育成ではなく、大会運営、動画制作、実況配信、マーケティング、スポンサー対応、地域イベント企画といった周辺産業領域まで網羅したカリキュラムを整備予定である。これにより、「スポーツ×ICT×ビジネス」を実践的に学ぶことができ、他大学にない教育的優位性を確立している。

e スポーツに関心を持つ高校生は年々増加しており、全国で約600校、北海道内でも約24校がe スポーツ部やクラブ、関連授業を導入している。特に注目すべきは、令和6（2024）年度から展開されている高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール事業）において、高性能PCを導入した高校で課外活動としてe スポーツの導入が加速していることである。この動きは、生徒がe スポーツを起点にテクノロジーへの興味・関心を深め、高度な情報教育やSTEAM教育を通じてデジタル技術を活用した社会的課題解決の学びへと発展させる契機となっている。こうした高校段階での取り組みは、我が国が目指す高度デジタル技術開発・活用人材の育成に直結し、本学への進学意欲を持つ学生層の拡大にも寄与すると期待される。

さらに、海外ではアメリカを中心にe スポーツマネジメントを学べる大学が多数存在しており、日本国内でも専門学校での教育事例が増えつつある。しかし、大学レベルでe スポーツを総合的に学べる場は少なく、本学の取り組みは全国的にも先進的であり、

今後の学生確保において確かな強みとなる。

本学ではこうしたニーズに応えるため、将来的には以下のような体系的カリキュラムの整備も視野に入れている：

- ・e スポーツ概論：競技の歴史や構造、社会的背景についての理解を深める。
- ・e スポーツメディア論：動画編集、実況配信、SNS 運用などの実践的スキルを学ぶ。
- ・e スポーツイベント演習：大会企画・運営・スポンサー連携などを現場感覚で体験する。
- ・e スポーツグローバル論：国際的な政策動向や異文化理解、多様性への対応力を育成する。

現時点では構想段階にあるが、今後のカリキュラム展開の一環として、段階的に導入を検討していく方針である。

（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

上記のような社会的要請と教育現場のニーズの高まりに対し、現在の収容定員では十分に答えきれない状況が顕在化している。また、e スポーツを核とした新しいスポーツ教育の確立は、本学が地域社会および産業界に果たす役割と直結しており、単なる学生数の拡大ではなく、地域・国家のデジタル人材基盤の形成にも寄与するものである。

スポーツ学部といえば、競技を実戦する学生がやはり中心となって映りがちだが、道内唯一のスポーツビジネス学科ではプレーヤー以外にも、競技場で躍動するアスリートを支え、運営し、地域と一体化となって還元につなげ、健全で豊かな社会環境を生み出す教育を推し進めてきた。その取り組みは徐々に芽吹き、実をつけ、3年連続での定員確保、さらに令和7（2025）年度入学者数は過去最高の76人（外国人2人含む）と結果を出してきた。e スポーツを中心としてきた専門教員の確保など、「学科の三本柱」をけん引する指導者も分野ごとに確立されてきた。入学定員枠を増やすことで、積極的な気持ちを抱いてきた高校生が本学科での4年間の学びでさらに成長を遂げ、スポーツ界、さらにスポーツデジタル分野へと将来像を描ける研究機関としても定員枠を広げることは必然である。

本定員増は、これまで着実に歩みを進めてきた本学科のさらなる挑戦として位置付けるものであり、国内外で急速に高まるe スポーツとデジタル人材育成のニーズに的確に応えるためのもの。北海道から世界へとつながる新たなスポーツ教育の拠点として、本学科が果たすべき教育的・社会的使命を具現化するための戦略的施策である。

資料目次

【資料 1】過去 5 年間の入学者数/入学定員充足率（春学期入学）の推移

【資料1】 過去5年間の入学定員充足率(春学期入学)の推移

学部	学科/専攻		入 員 学 定	令和3（2021）		令和4（2022）		令和5（2023）		令和6（2024）		令和7（2025）		
				入学 者数	定員充 足率	入学 者数	定員充 足率	入学 者数	定員充 足率	入学 者数	定員充 足率	入学 者数	定員充 足率	収容定 員充足 率
人 文	国際教養		60	40	66.7%	70	116.7%	72	120.0%	60	100.0%	72	120.0%	121.8%
	心 理	※臨床心理	80	85	170.0%	60	120.0%	71	140.0%	77	96.3%	86	107.5%	110.8%
		子ども心理	50	32	64.0%	45	90.0%	38	76.0%	38	76.0%	33	66.0%	78.2%
		小計	130	117	117.0%	105	80.8%	109	109.0%	115	88.5%	119	91.5%	96.7%
	学部計		190	157	98.1%	175	92.1%	181	111.9%	175	92.1%	191	100.5%	105.3%
観 光	※観光ビジネス		110	57	63.3%	64	45.7%	74	52.9%	80	72.7%	105	95.5%	69.4%
	※国際観光		50	41	82.0%									
	学部計		110	98	70.0%	64	45.7%	74	52.9%	80	72.7%	105	95.5%	69.4%
ツ　ス 人　ポ 間	スポーツビジネス		60	37	61.7%	36	60.0%	66	110.0%	65	108.3%	76	126.7%	96.6%
	スポーツ指導		80	100	125.0%	90	112.5%	93	116.3%	102	127.5%	96	120.0%	115.7%
	学部計		140	137	97.9%	126	90.0%	159	113.6%	167	119.3%	172	122.9%	107.5%
合　　　計			440	392	89.1%	365	83.0%	414	94.1%	422	95.9%	468	106.4%	95.8%

※観光ビジネス学科の入学定員は令和3年度まで90人、令和4年度から140人、令和6年度から110人

※国際観光学科は令和4年度から募集停止 ※心理学科臨床心理専攻の入学定員は令和5年度まで50人

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	クラミツ ヤスキ 蔵満 保幸 ＜令和2年4月＞		教育学修士		札幌国際大学学長 (令和2.4～令和9.3)